及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十二条第二項、海上運送法第三十九条の三十五第二項並びに造船法第二十七条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十条第一項、海上運送法第三十九条の三十七第一項、造船法第三十二条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法第二十条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。

及び第三十五条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十二条第二項、海上運送法第三十九条の三十四第二項並びに造船法第二十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第二項、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項、産業競争力強化法第百四十五条第一項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第三十条第一項、海上運送法第三十九条の三十六第一項、造船法第三十一条第一項、株式会社国際協力銀行法第三十九条第一項、沖縄振興開発金融公庫法第三十三条第一項、独立行政法人国際協力機構法第三十八条第一項、株式会社商工組合中央金庫法第十一条第一項並びに第五十八条第一項及び第二項、株式会社日本政策投資銀行法第二十七条第一項及び第二項、奄美群島振興開発特別措置法第五十七条第一項、独立行政法人住宅金融支援機構法第二十六条第一項、独立行政法人農林漁業信用基金法第二十条第一項、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二十六条第一項、国立研究開発法人情報通信研究機構法第二十条第一項、独立行政法人通則法第六十四条第一項（独立行政法人国際協力機構、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人住宅金融支援機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構及び国立研究開発法人情報通信研究機構に対する検査に限る。）並びに地方公共団体金融機構法附則第二十条第一項の規定に基づく監査を実施する。	備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。ただし、第三十二条、第百九十六条、第二百十八条、第二百二十七条及び第二百二十九条の改正規定は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

○財務省令第七十七号

登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百三十号㈢の規定に基づき、登録免許税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十九日

財務大臣　鈴木　俊一

登録免許税法施行規則の一部を改正する省令

登録免許税法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

3　法別表第一第百三十号㈢に規定する財務省令で定める認定は、船舶安全法第六条ノ四第一項（事業場の認定）の認定を受けている者が当該認定に係る船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第三十七条（認定の有効期間）の有効期間が満了した後に引き続き当該認定に係る同令第三十三条第一項（認定）の船舶又は物件の類型ごとの遠隔支援業務の能力と同一の能力について受ける同法第六条ノ四第一項の認定とする。

附　則

この省令は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十一月二十日）から施行する。

○財務省・国土交通省令第三号

海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫の導入促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令及び株式会社日本政策金融公庫の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十一月十九日

財務大臣　鈴木　俊一

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

株式会社日本政策金融公庫の導入促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令及び株式会社日本政策金融公庫の事業基盤強化促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部を改正する省令

（株式会社日本政策金融公庫の導入促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令の一部改正）

第一条　株式会社日本政策金融公庫の導入促進円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める省令（令和三年財務省・国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（導入促進円滑化業務の実施に関する方針）	（導入促進円滑化業務の実施に関する方針）
第一条　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。）第三十九条の二十五第一項の導入促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。	**第一条**　海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。以下「法」という。）第三十九条の二十四第一項の導入促進円滑化業務の実施に必要な事項に関する方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一～四　（略）	一～四　（略）